

第3回臨時会

令和3年4月20日開会

令和3年4月20日閉会

小清水町議会会議録

小清水町議会

令和3年第3回小清水町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和3年4月20日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
- 第 3 承認第 1号 専決処分した事件の承認について（町税条例等の一部を改正する条例制定）
- 第 4 承認第 2号 専決処分した事件の承認について（小清水町過疎特別対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定）
- 第 5 承認第 3号 専決処分した事件の承認について（令和2年度小清水町一般会計補正予算（第12号））
- 第 6 議案第24号 小清水町中央公民館他解体工事に係る契約の締結について
- 第 7 議案第25号 農業振興拠点施設建設工事（建築主体）に係る契約の締結について
- 第 8 議案第26号 農業振興拠点施設建設工事（電気設備）に係る契約の締結について
- 第 9 議案第27号 農業振興拠点施設建設工事（機械設備）に係る契約の締結について
- 第10 議案第28号 農業振興拠点施設特産物加工機器購入事業に係る契約の締結について
- 第11 議案第29号 建設機械（除雪ドーザ）交換事業に係る契約の締結について
- 第12 議案第30号 町道の廃止について
- 第13 議案第31号 町道の認定について

○出席議員（9名）

1番	梶間善高君	2番	鬼塚茂君
3番	瓜田新一君	4番	森浩君
6番	工藤孝一君	7番	佐藤智君
8番	更科浩司君	9番	木戸寛治君
10番	坂田秀昭君		

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
出納室長	荒木和正君
企画財政課長	石丸寛之君
町民生活課長	牧野尚樹君
保健福祉課長	斉藤高広君
産業課長	畔木雅之君
建設課長	西川豊人君
子育て支援課長	佐藤大吉君
生涯学習課長	組野麻記君
選挙管理委員会事務局長	細川正彦君
農業委員会事務局長	畔木雅之君
監査委員事務局長	村上信二君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	村上信二君
書記	谷綾乃君

◎開会の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和3年第3回町議会臨時会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

3番 瓜田新一 議員 8番 更科浩司 議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

森浩議会運営委員長。はい、4番。

○議会運営委員長（森浩君）4番。それでは、議会運営委員会の審査報告をいたします。

令和3年第3回小清水町議会臨時会を開催するにあたり、本日、議会運営委員会を開催し、本日開催する臨時会の会期、運営等について協議をいたしました。

本臨時会に提出された議案件数及び内容等を慎重に審議し、判断いたしまして、本臨時会の会期は、本日1日とすることが適当であると判断いたしました。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期1日であります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を村上事務局長から報告させます。

○事務局長（村上信二君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は9名でございます。

欠席議員の状況でございますが、5番、高橋隆文議員より欠席届が提出されております。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

本日の議案に関わる説明資料につきましては、事前配付に関わるもの以外に入札及び契約状況表を配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）おはようございます。臨時町議会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

4月は、職場の雰囲気さま変わりする季節となります。役場内も、退職された方を送り出し、6名の新規採用と、地域活性化企業人として1名の派遣職員を迎え、また人事異動とともに職場の雰囲気が変化しました中、新年度がスタートしました。管理職員の体制も代わりましたが、おのおのが力を発揮し、しっかりと連携体制を整え、町政執行の基本とする、住んでよかった町、住みたいまちづくりに取り組むこととしておりますので、引き続き議員の皆様の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

そうした本日、令和3年第3回臨時町議会を招集させていただきましましたところ、御応召を賜り、ここに

開会できますことを厚くお礼を申し上げます。

本臨時町議会に提案させていただきます案件でございますが、承認案件では、令和3年度税制改正に係した町税条例等の一部改正など2件の条例改正と、積立金及び新型コロナウイルスワクチン接種事業などの繰越明許費を追加する、令和2年度一般会計補正予算を専決処分しましたので、御承認をお願いするものでございます。

議案では、農業振興拠点施設整備に係る4件の契約など契約の締結6件に、町道の廃止、認定2件でございます。

各案件につきまして、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしく御審議の上、原案に御協賛くださいますようお願いを申し上げます、臨時町議会開会にあたっての挨拶といたします。

◎承認第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第3、承認第1号、専決処分した事件の承認について（町税条例等の一部を改正する条例制定）についてを議題といたします。

説明を求めます。

牧野町民生活課長。

○町民生活課長（牧野尚樹君）ただいま上程されました、承認第1号、専決処分した事件の承認について（町税条例等の一部を改正する条例制定）について説明申し上げます。議案書では2ページになります。また、併せて資料といたしまして町税条例の改正の概要及び新旧対照表を御覧いただければと思います。

まず、本専決処分につきましては、令和3年度税制改正における、地方税法等の一部を改正する法律、その他の政令等の一部改正の公布に伴い、町税条例等の関係規定について改正を行ったものでございます。

初めに、町税条例改正の概要を御覧ください。

本年度の税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の改正は、本年3月31日に公布され、原則として4月1日に施行されているものでございます。

主な改正内容といたしましては、町民税では、住宅ローン控除の特例期間の延長について、所得税法における措置の改正が行われ、適用年の各年において所得税から控除し切れなかった額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する特例期間を1年間延長すること、また、特定一般用医薬品等購入費、健康診断等で支払った場合に、医療費控除の特例措置を令和9年度まで延長すること、さらに寄附金控除制度については、寄附金の適用範囲の見直しをすることとしております。

次に、固定資産税でございますが、現行の土地に対する負担調整措置である土地価格の下落修正等の制度を令和5年度まで継続させることとしております。

また、固定資産税における、いわゆるわがまち特例として、浸水被害軽減を図るための認定計画の下、設置された、雨水浸透施設に係る課税標準の特例を創設しております。

次に、軽自動車税でございますが、ハイブリット車等の環境性能割の税率を1%軽減する臨時的軽減措置の適用期限を9か月延長、また、軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち、営業用乗用車に限定した上で特例期限を2年間延長することとしております。

全体を通してですけれども、今回の改正においては、現状のコロナ禍の経済状況を勘案し、特例措置の延長が改正の中心となっております。

それでは、改正条文でございますが、資料の新旧対照表により説明させていただきます。改正の内容につきましては、新旧対照表の右の欄に記載しておりますが、法律等の改正に伴う文言や条項の整理については説明を省略させていただきます。

まず初めに、第1条の町税条例の一部改正による町民税の関係の改正ですが、まず1ページ中段から3ページになります。第34条の7では、各法人における寄附金の範囲を出資に関するものを除く限定規定を追加する改正でございます。

ページが飛びまして5ページ、第53条の9の追加条項第3項、第4項については、退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的な方法により提供できるとする規定の追加。

続いて、6ページになりますが、附則第6条では、特定一般用医薬品等購入費等の医療費控除の特例の

延長を規定するほか、扶養親族の限定規定や政令の準用規定の追加など、所要の改正を行うものでございます。

また、17ページ、第26条第2項では、住宅ローン控除の特例措置の延長を行うものでございます。

次に、固定資産税関係の改正として、7ページから8ページになりますが、第10条の2で、わがまち特例について規定しておりまして、法附則の改正によるもののほか、8ページ、第23項内の法附則第15条第41項が令和3年3月31日で期限到来のため、本項の規定を削除し、雨水浸透施設整備に係る特例について新たに第23項として追加するほか、9ページから12ページの附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、附則第13条、附則第15条では現行の土地に対する負担調整措置を令和5年度まで継続する見直しに関する規定を改正してございます。

次に、軽自動車税でございますが、法改正の条項の整理と期限到来した既定の削除のほか、新旧対照表の5ページ及び13ページから16ページになりますが、まず13ページを御覧ください。第15条の2の中段では、環境性能割の税率の特例期限延長を、15ページ下段から16ページの附則第16条第6項、第7項、第8項の追加では、軽自動車税の車種別グリーン化特例のうち、特例期限を2年間延長することとしてございます。

18ページになります。第2条の町税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございますが、令和2年条例第6号の一部改正規定に関し、今回の法・政令等の一部改正に伴う条項の整理でございますので、説明を省略させていただきます。

なお、本条例につきましては、原則として令和3年4月1日施行でございますが、寄附金控除制度及びセルフメディケーション控除の延長規程は令和4年1月1日、法整備に伴う扶養親族の規定は令和6年1月1日、また、改正附則第1条第3号のわがまち特例の雨水浸透施設整備に係る規定は、特定都市河川浸水被害対策法の一部を改正する法律が現国会で審議中となっており、公布後の施行日となりますことから、改正附則第1条にてこれら施行期日を定めるとともに、改正前の例による経過措置を規定したものでございます。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）6番。ただいま説明がございました。議案書10ページの固定資産税に関する経過措置の3条2項の雨水貯留浸透施設というのはどういう施設なのか、具体的にお示しいただければありがたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

牧野町民生活課長。

○町民生活課長（牧野尚樹君）こちらなんですけども、最近、洪水というか大雨の被害がどんどん出てきております。

それで、いろいろ調べた結果、都会において下水道事業ですとかやっている民間のところでは貯留施設を造った場合になるものでして、小清水町では該当になる施設というのは今のところございません。

○議長（坂田秀昭君）6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）民間というのは、あくまでも法人という意味ですか。伺います。個人ではなくて会社という意味ですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

牧野町民生活課長。

○町民生活課長（牧野尚樹君）ちょっと、個人、法人というのは特に定められていないと思います。

あくまでも、計画に認定されたもの、都道府県ですとかによって認定されたものが該当になるということに、記載になっております。

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

承認第1号、採決いたします。

原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、承認第1号、原案のとおり承認されました。

◎承認第2号

○議長(坂田秀昭君) 日程第4、承認第2号、専決処分した事件の承認について(小清水町過疎特別対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定)についてを議題といたします。説明を求めます。

牧野町民生活課長。

○町民生活課長(牧野尚樹君) ただいま上程されました承認第2号、専決処分した事件の承認について(小清水町過疎特別対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定)について説明申し上げます。

まず、改正の趣旨でございますが、過疎地域自立促進特別措置法で指定された過疎地域においては、地域内の固定資産税の課税減免措置を講ずることができることとされておりますが、この過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日をもって失効となりました。経過措置によって、失効日前までに新設された設備等に対する課税減免特例措置の効力が継続されるため、小清水町過疎特別対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の関係規定について改正を行ったものでございます。

それでは、改正条文でございますが、資料の新旧対照表により説明させていただきます。

附則第3項において、本条例は令和3年3月31日で失効となりますが、失効前に新設または増設された設備については、特例措置を継続することとし、附則第5項を追加し、失効に伴う経過措置として規定を追加するものでございます。

最後に、附則でございますが、条例の効力を失う前の令和3年3月31日を施行期日とするものでございます。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

承認第2号、採決いたします。

原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、承認第2号、原案のとおり承認されました。

◎承認第3号

○議長(坂田秀昭君) 日程第5、承認第3号、専決処分した事件の承認について(令和2年度小清水町一般会計補正予算(第12号))を議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）ただいま上程されました承認第3号、専決処分した事件の承認について（令和2年度小清水町一般会計補正予算（第12号））を御説明申し上げます。

専決処分の内容ですが、本年2月、臨時町議会提案の令和2年度一般会計補正予算（第9号）において議決をいただきました、PCR検査費助成事業、及び、同じく本年3月定例町議会提案の令和2年度一般会計補正予算（第10号）において議決をいただきました新型コロナウイルスワクチン接種事業でございますが、それぞれ感染防止を図るために実施する事業でございますので、引き続き令和3年度にも同様の措置を行うこととした繰越明許費の追加に加え、決算余剰見込みを積み立てるなどの予算追加を行ったものでございます。

議案書16ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,001万円を追加し、歳入歳出予算の総額を79億5,616万1千円としたものでございます。

議案書18ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正は、専決処分の概要で御説明しましたとおり、衛生費2事業で、総額4,080万円を翌年度に繰り越して事業を行うこととし、追加したものでございます。

議案書22ページをお願いいたします。

歳出予算ですが、主要施策調1ページと併せて御確認願います。

2款総務費1項総務管理費4目財産管理費24節積立金は、普通交付税及び特別交付税が増額配分となったことに伴い、防災拠点型複合庁舎の整備費用等の充当財源といたしまして積み立てることとし、公共施設整備基金積立金5千万円を追加、ふるさと事業基金積立金は、1件の指定寄附1万円を追加したものでございます。

議案書、戻りまして20ページをお願いいたします。

歳入予算ですが、10款地方交付税は、普通交付税及び特別交付税を合わせまして5千万円を追加、17款寄附金、総務費寄附金は、1件の指定寄附として1万円を追加したものでございます。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）6番。ワクチン接種の件で、現在本町のワクチン接種の進捗状況と、今後の見通しについてお示しいただければと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）ワクチン接種、本町の現在の進捗状況でございますけれども、医療従事者につきましては先行接種ということで、3月に第1回目、小清水赤十字病院の医師でございますけれども始まっております。2回目が4月5日の週に行われまして、小清水赤十字病院の医師はほぼ終わっております。

そのほかの歯科医院、調剤薬局、あと消防の救急隊、この方たちにつきましては、来週から2週にわたります、今月中に第1回目が終わる予定となっております。2回目は、どうしても高齢者に被ることになっております。

高齢者の優先接種でございますけれども、本町では5月6日から接種を開始する予定としております。

接種券の発送につきまして、本日、65歳以上の高齢者に発送することとしております。通常ですと明日届くことになるんですけども、件数がありますものですから、郵便局との調整で二、三日見てほしいということで、週末には届くかなということで思っております。

あと、予約の開始が週明け、26日月曜日から開始することとしております。

高齢者以外の方の関係でございますけれども、ワクチンの供給次第ということになりますけれども、高齢者の接種が7月末、もしくはワクチンの供給状況によっては8月に入りますので、それ以降、ワクチンの供給にもよりますけれども、供給された場合には高齢者の接種の後に引き続き開始できるように準備を進

めているところでございます。

○議長（坂田秀昭君）6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）6番。高齢者の接種は、来月6日からということですが、ワクチン接種の年齢、何歳からワクチン接種をするという計画になっているのかということと、あと高齢者の以外の一般の方まで接種される、現在見通しをされている終了の時期というのはおおむねいつ頃を予定しているか、お示しいただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（齊藤高広君）まず、ワクチン接種の対象の年齢でございますけれども、現時点で認められている医薬品の承認が16歳以上からとなっておりますので、現時点では16歳以上ということになっております。

ただし、引き続きワクチンの年齢の関係で、16歳未満の方についても承認の手続を進められようと思っておりますので、その承認によっては拡大されていくのかなと思います。

あと、いつまでという予定でございますけれども、高齢者につきましては、先ほど申しましたように5月6日に始まりまして、おおむね3か月、もしくは先ほど申しましたがワクチンの供給によっては8月になるのかなと思います。それ以降は、ワクチンの供給によって状況が変わりますのでいつまでということは申し上げられませんが、情報によりますと5月以降は順次自治体が要望した分は入ってくるというような情報もありますので、それによれば年度内に16歳以上の方は終われるのかなというふうに思います。年内もしくは年明けになると思っておりますけれども、そのような状況になっております。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

承認第3号、採決いたします。

原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、承認第3号、原案のとおり承認されました。

◎議案第24号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、議案第24号、小清水町中央公民館他解体工事に係る契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）ただいま上程されました、議案第24号、小清水町中央公民館他解体工事に係る契約の締結について御説明申し上げます。

本日お配りしました議案と、資料の入札及び契約状況表を併せて御覧願います。

本件の入札につきましては、令和3年4月19日、地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行ったところであります。

入札の結果、資料のほうに記載のとおり、株式会社北興が7千万円、消費税込み金額7,700万円をもって落札しました。

以上のとおり、落札者が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）6番。議案第24号、中央公民館の解体ということですが、解体する場合、なかなか見積りも変わるといいますか、きっちりと見積りの量が確定しての公示というふうになる場合とそうでない場合とあると思うんですが、以前、小清水小学校を解体した際には補正予算を数千万組んだ経過があります。

今回は、なるべくそういうことがないようにとは思いますが、当初の、業者からのプロポーザルの際に基礎の部分を残すという話がたしかあったと思うんですが、そういうふうにするのか。あるいは、全て基礎部分の解体費用の中に含んでいるのか。そこら辺の説明と、あと図面がきちっと、かなり昔ですが、図面は現在現存されているのでしょうか。お示しいただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）まず、先に図面からお話申し上げますが、建物が古いので平面図程度の図面しかありませんでした。なので、今回、解体の設計をするにあたって、できる範囲で現地調査をしまして、それは特に天井を一部剥がして、はり等の大きさですとかを測ったりとかもしまして、できる限りの範囲で現地調査をした上で今回の解体費用は算定をしておりますが、地下に埋まっている部分ですとか、見えない部分もありますので、必ずしもそれが全て把握できていない状況にはあります。

なので、一般的に解体工事については数量を概算で発注した上で最終的に出たものを清算するというのが一般的なやり方でありまして、可能性として補正等がないとは限らないですが、できる限りの範囲で調査をした上で今回は設計をさせていただいております。

それと、今回、基礎を残す件については、設計の中でいろいろと現地調査、比較等をした結果、最終的には全部撤去して建てたほうが望ましいという結果になりましたので、今回は全て基礎等も含めて全部撤去した上で庁舎を建設するという形になりましたので、そのようにさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）基礎を残すというのは、当初プロポーザルで説明があったときには十分活用できるという説明がありました。その点、変更された内容について、ちょっとお示ください。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）設計していく中で、残すべきか残さないべきかというのは、工事費を概算で算定しまして、残さないでやった方が安く済むという結果が出ましたので、そのように進めさせていただきたいということでございます。

○議長（坂田秀昭君）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第24号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第24号、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号 乃至 議案第27号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、議案第25号ないし日程第9、議案第27号、農業振興拠点施設建設工

事（建築主体）に係る契約の締結について、農業振興拠点施設建設工事（電気設備）に係る契約の締結について、農業振興拠点施設建設工事（機械設備）に係る契約の締結についてを一括して議題といたします。説明を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）ただいま、一括上程されました議案第25号ないし議案第27号、農業振興拠点施設建設工事の3工種に係る契約の締結について御説明申し上げます。

議案と資料の入札及び契約状況表を御覧願います。

この3件の工事に係る入札につきましては、令和3年4月19日地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行い、議案第25号建築主体工事につきましては、資料のほうに記載のとおり、北興・丸田特定建設工事共同企業体が6億600万円、消費税込み金額6億6,660万円をもって落札しました。

議案第26号、電気設備工事につきましては、資料のほうに記載のとおり、エスケー・富樫特定建設工事共同企業体が1億5,100万円、消費税込み金額1億6,610万円をもって落札しました。

議案第27号、機械設備工事につきましては、資料のほうに記載のとおり、そうけん・東海林特定建設工事共同企業体が1億6,900万円、消費税込み金額1億8,590万円をもって落札しました。

以上のとおり、落札者が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第25号、質疑を受けます。ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第25号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第25号、原案のとおり可決されました。

○議長（坂田秀昭君）次に、議案第26号、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第26号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第26号、原案のとおり可決されました。

○議長（坂田秀昭君）次に、議案第27号、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第27号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第27号、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号

○議長(坂田秀昭君) 日程第10、議案第28号、農業振興拠点施設特産物加工機器購入事業に係る契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西川建設課長。

○建設課長(西川豊人君) ただいま上程されました議案第28号、農業振興拠点施設特産物加工機器購入事業に係る契約の締結について御説明申し上げます。

議案と資料の入札及び契約状況表を御覧願います。

本件の入札につきましては、令和3年4月19日、地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行ったところであります。

入札の結果、資料のほうに記載のとおり、日本調理機株式会社北海道支店が4,900万円、消費税込み金額5,390万円をもって落札しました。

以上のとおり、落札者が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

6番、工藤孝一議員。

○6番(工藤孝一君) 6番。現在まで、はなやかで使われていた加工機器を継続して使う機材はあるのでしょうか。

なければ、使われないものになった理由、機材があればその理由についてもお示しいただきたいと思っております。

○議長(坂田秀昭君) 畔木産業課長。

○産業課長(畔木雅之君) 質問にお答えいたします。

現在まで、はなやかのほうで整備を行って使用しております食品加工機器につきましては、現在の段階で全機を移設する計画でございます。

今回は、新たに商品加工室のほうに整備する物品についての契約となっております。

以上でございます。

○議長(坂田秀昭君) ほかに。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第28号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第28号、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、議案第29号、建設機械（除雪ドーザ）交換事業に係る契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）ただいま上程されました、議案第29号、建設機械（除雪ドーザ）交換事業に係る契約の締結について御説明申し上げます。

議案と資料の入札及び契約状況表を御覧願います。

本件の入札につきましては、令和3年4月19日、地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行ったところであります。

入札の結果、資料のほうに記載のとおり、日本キャタピラー合同会社網走営業所が2,380万円、消費税込み金額2,618万円をもって落札しました。

以上のとおり、落札者が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

4番、森浩議員。

○4番（森浩君）この契約状況表が、また別紙のとおりでよく分からないんですけど、この予定価格とあります。この価格と実際この契約した額がこれ、相当に違うわけなんですけれども、これ予定価格というのはどういうふうにして算出しているんですか。

○議長（坂田秀昭君）西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）予定価格については、各業者様のほうから見積りを聴収した上で、その額のうち安いものの算定をしております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

4番、森浩議員。

○4番（森浩君）これ、普通専門家が見て、こういうふうはこの金額の差というものは出るものでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時15分

○議長（坂田秀昭君）本会議を再開いたします。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）機械の購入については、皆さん見積り取って売却、下取りもありますので、その価格も決めてはいるんですが、やっぱり各社皆様、競争の原理による企業努力の結果だとは思っております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

ほかに。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第29号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第29号、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号 及び 議案第31号

○議長(坂田秀昭君) 日程第12、議案第30号、及び日程第13、議案第31号、町道の廃止について、町道の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

西川建設課長。

○建設課長(西川豊人君) ただいま一括上程されました議案第30号、町道の廃止について及び議案第31号、町道の認定について御説明申し上げます。

議案29ページ及び30ページと、お手元に配付しております路線図を御覧願います。

今回、廃止及び認定をお願いする路線は2路線であります。右側が廃止の路線図、左側が認定の路線図となります。

整理番号32、小清水市街西第1裏通りにつきましては、当該路線のうち役場付近について、現庁舎正面玄関前を横断しており、駐車場が道路を横断した先にあることから、来庁者は道路の横断を余儀なくされております。また、中央公民館西側付近は勾配が急であり、視距が取れない形状となっていることから、横断者に気づくのが遅れ、危険な状況となっております。

このことから、新庁舎建設に合わせ当該区間を廃止し、新庁舎の整備用地といたし、整理番号32、小清水市街西第1裏通りの一部を廃止し、起点を南町2丁目306番1号(道道跡佐登小清水線)までとすることとし、延長を1,161.89メートルから968.32メートルとするものでございます。

なお、当該用地の所有は、国土交通省となっており、みなし貸付道路として町道で使用してきたところですが、廃止後は庁舎用地として無償譲渡を受けることで申請をすることとしております。

整理番号4、小清水市街西第2仲通りにつきましては、小清水市街西第1裏通りの起点の変更に伴い、終点を元町2丁目212番(国道391号線)までとすることとし、延長を544.39メートルから570.3メートルとするものでございます。

廃止及び認定は、中央公民館等解体工事着手に合わせ、令和3年5月を予定しております。

以上、町道廃止2路線と認定2路線の説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

初めに、議案第30号、質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第30号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第30号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第31号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第31号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和3年第3回町議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議、ありがとうございました。

（午前10時20分）